

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。予防接種事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和8年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づく予防接種及び予防接種法に準じて行う予防接種に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理
③システムの名称	健康管理システム（予防接種）・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一14の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれるもの（16の2の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第12条の2（情報照会の根拠） ○番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの（16の2の項）・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務」となっているもの（17の項）・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの（18の項）・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務」となっているもの（19の項） ○別表第二省令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康推進課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録に当たっては、本人からのマイナンバー取得を徹底する。住基ネット照会を行う際は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守する。あわせて、登録内容については必ず複数人で確認する。 また、人手が介在する各局面において人為的ミスが発生するリスクに対し、次のとおり対策を講じる。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に暗号化、パスワード保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことを複数人で確認する。 ・特定個人情報を含む書類およびUSBメモリは、施錠可能な書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄する書類に特定個人情報が含まれていないことを、ダブルチェックにより確認する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスはIDとパスワード及び指紋認証による二段階認証によって限定しており、権限の種類についての必要以上のものは付与しないように厳選している。またアクセスが可能な職員は年度ごとに見直し、アクセス権限の適切な管理を行っているこれらの対策を講じている。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクの対応は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 予防接種事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期してる。		
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法の規定に基づく予防接種及び予防接種法に準じて行う予防接種に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。		
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム（予防接種）	健康管理システム（予防接種）、中間サーバー		
平成29年7月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第10条		
平成29年7月18日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠		（情報提供の根拠） ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれるもの（16の2の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第12条の2（情報照会の根拠） ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの（16の2の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務」となっているもの（17の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの（18の項） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務」となっているもの（19の項）		
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉部健康推進室	健康福祉部長寿健康づくり室		
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	健康推進室長 駒谷みどり	長寿健康づくり室長 小森 達也		
平成29年7月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先		企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033		
平成29年7月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先		健康福祉部長寿健康づくり室 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316		
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部長寿健康づくり室	健康福祉部長寿健康課	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部長寿健康づくり室長 小森達也	長寿健康課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部長寿健康づくり室 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	健康福祉部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	事後	
平成30年6月22日	I -1-③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、中間サーバー	健康管理システム(予防接種)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月14日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月14日	II しいき値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づく予防接種及び予防接種法に準じて行う予防接種に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	予防接種法の規定に基づく予防接種及び予防接種法に準じて行う予防接種に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・予防接種の実施対象者把握 ・予防接種実施状況の管理 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれるもの(16の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第12条の2(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の2の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(19の項)	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれるもの(16の2の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第12条の2(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」となっているもの(16の2の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(17の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」となっているもの(18の項)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務」となっているもの(19の項)	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部長寿健康課 長寿健康課長	健康福祉部健康政策課 健康政策課長	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	健康福祉部健康政策課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年7月15日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年7月13日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年7月12日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年7月12日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い計数 時点を最新のものに更新
令和7年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い計数 時点を最新のものに更新
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、 マイナンバー登録や副本登録の際には、必ず 本人からのマイナンバー取得の徹底を行って おり、複数人で確認するようにすることで人為 的ミスが発生するリスクへの対策は十分であ ると考えられる。	事前	様式改正に伴う変更
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 9監査		内部監査の実施無	事前	評価書の見直しに伴い実 施内容を最新のものに更新
令和7年6月30日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えら れる対策		健康管理システムへのアクセスはIDとパス ワード及び指紋認証による二段階認証によ って限定しており、権限の種類についての必要 以上のものは付与しないように厳選している。 またアクセスが可能な職員は年度ごとに見直 し、アクセス権限の適切な管理を行っているこ れらの対策を講じている。これらの対策を講じ ていることから、権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によって不正に使用さ れるリスクの対応は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う変更
令和8年6月26日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10 条	1. 番号法第9条第1項及び別表第一14の項 2. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成 26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第10 条	事後	
令和8年6月26日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部健康政策課 健康政策課長	健康福祉部健康推進課 健康推進課長	事後	
令和8年6月26日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部健康政策課 519-0164 三重県亀 山市羽若町545番地 0595-84-3316	健康福祉部健康推進課 519-0164 三重県亀 山市羽若町545番地 0595-84-3316	事後	
令和8年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1対象者数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	
令和8年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	
令和8年6月26日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えら れる対策	健康管理システムへのアクセスはIDとパス ワード及び指紋認証による二段階認証によ って限定しており、権限の種類についての必要 以上のものは付与しないように厳選している。 またアクセスが可能な職員は年度ごとに見直 し、アクセス権限の適切な管理を行っているこ れらの対策を講じている。これらの対策を講じ ていることから、権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によって不正に使用さ れるリスクの対応は「十分である」と考えられる。	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー 登録事務に係る横断的なガイドライン」に従 い、マイナンバー登録に当たっては、本人から のマイナンバー取得を徹底する。住基ネット照 会を行う際は、4情報または住所を含む3情報 による照会を行うことを厳守する。あわせて、 登録内容については必ず複数人で確認する。 また、人手が介在する各局面において人為的 ミスが発生するリスクに対し、次のとおり対策 を講じる。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使 用する場合を含む。)は、事前に暗号化、パス ワード保護、確実なマスキング処理等を行うと ともに、これらの対策を確実に実施したことを 複数人で確認する。 ・特定個人情報を含む書類およびUSBメモリ は、施錠可能な書棚等に保管することを徹底 する。 ・廃棄する書類に特定個人情報が含まれてい ないことを、ダブルチェックにより確認する。	事後	